5　年　保　存
令和９年３月31日満了

ＦＮｏ．－20130701
崎安（抑）第574号
令和３年12月１日

各　部　長
殿
各　所　属　長

長崎県警察本部長

街頭防犯カメラシステム管理運用要綱の制定について（通達）

街頭防犯カメラシステムの管理及び運用については、「街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程」（平成24年長崎県公安委員会規程第７号）及び「街頭防犯カメラシステム管理運用要綱の制定について（通達）」（平成24年12月13日付け崎安（社）第250号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに別添の要綱を制定し、令和４年１月１日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

旧通達は令和３年12月31日限りで廃止する。

街頭防犯カメラシステム管理運用要綱

1　趣旨

この要綱は、街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程（平成24年長崎県公安委員会規程第７号。以下「規程」という。）第９条の規定により、長崎県警察における街頭防犯カメラシステムの適正な管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2　定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) カメラシステム　規程第２条第１号に定める街頭防犯カメラシステムをいう。

(2) 街頭防犯カメラ　規程第２条第２号に定める街頭防犯カメラをいう。

(3) 記録データ　規程第２条第３号に定めるデータをいう。

(4) 複製データ　記録データのうち、必要と認められる画像を電磁的又は光学的方法により媒体に複製したものをいう。

3　管理運用体制及び任務

(1) 総括責任者

ア　長崎県警察本部（以下「警察本部」という。）に総括責任者を置き、生活安全部長をもって充てる。

イ　総括責任者は、カメラシステムに関する事務を総括するものとする。

(2) 副総括責任者

ア　警察本部に副総括責任者を置き、生活安全部生活安全企画課長をもって充てる。

イ　副総括責任者は、総括責任者を補佐し、カメラシステムが適正かつ円滑に運用されるよう必要な措置をとるものとする。

(3) 管理運用責任者

ア　カメラシステムの設置場所を管轄する警察署（以下「設置警察署」という。）に管理運用責任者を置き、当該設置警察署の長をもって充てる。

イ　管理運用責任者は、総括責任者及び副総括責任者と連携して、管轄区域内に設置しているカメラシステムの管理及び運用に関する事務を総括し、その適正かつ円滑な運用を図るものとする。

(4) 管理運用補助者

ア　設置警察署に管理運用補助者を置き、当該設置警察署の生活安全課長（刑事生活安全課長を含む。）をもって充てる。

イ　管理運用補助者は、管理運用責任者を補佐し、次に掲げる事務その他の管轄区域内に設置しているカメラシステムの管理及び運用に関する事務を処理するものとする。

(ｱ) カメラシステムの保守及び管理に関すること。

(ｲ) 記録データの管理及び検索並びに複製データの提供に関すること。

(ｳ) カメラシステムに関する設置警察署の職員の指導に関すること。

ウ　執務時間外においては、当直主任が管理運用補助者の事務を代行するものとする。

エ　当直主任は、執務時間外において取り扱ったカメラシステムに関する事務については、これを管理運用補助者に引き継ぐものとする。

(5) 複製データ管理責任者

ア　各所属に複製データ管理責任者を置き、所属長をもって充てる。

イ　複製データ管理責任者は、提供された複製データの管理に関する事務を総括するものとする。

(6) 複製データ管理担当者

ア　複製データの提供を受けた所属に複製データ管理担当者を置き、当該所属が警察本部所属である場合は同データを取り扱う主管課の課長補佐、警察署である場合は担当課の課長をもって充てる。

イ　複製データ管理担当者は、担当する事務における提供された複製データの管理に関する事務を行うものとする。

4　街頭防犯カメラの設置に係る留意事項

(1) 設置場所の選定

総括責任者は、街頭防犯カメラの設置場所の選定に当たっては、管理運用責任者と協議の上、街頭防犯カメラの設置が効果的と認められる街頭の公共空間における適切な場所を選定するとともに、不必要な画像が撮影されないような撮影範囲を設定するなど個人のプライバシーを不当に侵害することがないよう配意しなければならない。

(2) 街頭防犯カメラの設置の明示

管理運用責任者は、街頭防犯カメラの設置に当たっては、その設置されていることが明らかになるよう設置区域の見やすい場所に、街頭防犯カメラが設置されている旨を表示板により明示するものとする。

(3) 街頭防犯カメラ設置箇所一覧簿の備付け等

管理運用責任者は、街頭防犯カメラを設置、移設等したときは、街頭防犯カメラ設置箇所一覧簿（様式第１号）を作成し備え付け、総括責任者に報告するものとする。

5　記録データの保存及び検索等

(1) 記録データの保存

記録データの保存期間は７日間とし、保存期間を経過した記録データは、上書きその他の方法により消去するものとする。

(2) 記録データの検索等

データの検索等は、犯罪の捜査その他警察の職務遂行のため必要と認められる最小限度の範囲で下記の手続きにより行うものとする。

ア　記録データの検索等の申請

(ｱ) 自所属における申請

設置警察署の警察職員は、自所属の記録データを確認する必要があるときは、管理運用責任者に対し記録データの検索又は複製データの提供（以下「記録データの検索等」という。）を記録データ検索等申請書（自所属用）（様式第２号）により申請するものとする。

(ｲ) 他所属に対する申請

所属長は、設置警察署の記録データを確認する必要があるとき（上記(ｱ)の場合を除く。）は、当該記録データを管理する管理運用責任者に対し、記録データの検索等を申請することができる。この場合において、記録データの検索等の申請は、記録データ検索等申請書（他所属用）（様式第３号）により行うものとする。

イ　管理運用責任者の措置等

(ｱ) 検索の承認

管理運用責任者は、上記ア(ｱ)又は(ｲ)による記録データの検索の申請を受けた場合で検索をさせることが適当であると認めるときは、当該記録データの検索をさせるものとする。

(ｲ) 複製データの提供

管理運用責任者は、上記ア(ｱ)又は(ｲ)による複製データの提供の申請を受けた場合で提供することが適当であると認めるときは、当該申請に係る複製データを作成し、提供させるものとする。この場合において、複製データ提供簿（様式第４号）により、その経過を明らかにしておくものとする。

(3) 複製データの管理

ア　複製データ管理責任者は、上記(2)イ(ｲ)により提供された複製データについて、複製データ管理担当者に施錠設備のある保管庫等に保管させ、複製データ管理簿（様式第５号）により、当該複製データの受領から消去又は廃棄までの経過を明らかにしておくものとする。

イ　複製データは、複製してはならない。

ウ　複製データの取扱いに当たっては、紛失、漏えい等のないよう細心の注意を払うものとする。

エ　複製データ管理責任者は、複製データを保管する必要がないと認める場合は、速やかに当該複製データを消去又は廃棄するものとする。

6　点検

管理運用補助者は、適宜、街頭防犯カメラの作動状況及び上記４(2)に基づく街頭防犯カメラの設置の明示状況を点検し、正常に運用できる状態を維持すること。

なお、点検を実施したときは、街頭防犯カメラ作動・明示状況点検結果報告書（様式第６号）により経過を明らかにするものとする。

7　報告

(1) 運用状況等の報告

管理運用責任者は、カメラシステムの運用状況及び次に掲げる事例があったと

きは、街頭防犯カメラシステム運用状況報告書及び記録データ等活用報告書（様式第７号）により、毎月、長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

ア　記録データ又は複製データを活用して検挙に至った事例

イ　その他カメラシステムの運用の参考となるべき事例

(2) 公安委員会への報告

本部長は、上記５(2)の規定による記録データの活用状況について、四半期ごとに長崎県公安委員会へ報告するものとする。

(3) 異常時の報告

ア　管理運用補助者は、カメラシステムの異常等を認知した場合は、直ちに管理運用責任者に報告しなければならない。

イ　前記アの報告を受けた管理運用責任者は、速やかに総括責任者に報告しなければならない。

８　運用状況の公表

本部長は、カメラシステムの運用状況を、半年ごとに公表するものとする。

９　安全の確保

(1) 情報セキュリティ

記録データ及び複製データに係る情報セキュリティについては、「長崎県警察における情報セキュリティに関する訓令」（平成16年11月19日付け長崎県警察本部訓令第38号）等長崎県警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(2) 管理対象情報の分類

長崎県警察情報セキュリティポリシーに定める街頭防犯カメラシステムに係る管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
街頭防犯カメラシステム	２(中)	２(高)	２(高)

10　文書の保存期間

(1) 街頭防犯カメラ設置箇所一覧簿（様式第１号）　５年

(2) 記録データ検索等申請書（自所属用）（様式第２号）　５年

(3) 記録データ検索等申請書（他所属用）（様式第３号）　５年

(4) 複製データ提供簿（様式第４号）　５年

(5) 複製データ管理簿（様式第５号）　５年

(6) 街頭防犯カメラ作動・明示状況点検結果報告書（様式第６号）　１年

(7) 街頭防犯カメラシステム運用状況等報告書（様式第７号）　３年

様式（略）